

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会(第9回)議事要旨(案)

## 1 日時

平成 24 年 10 月 3 日(水) 15 時 00 分～17 時 20 分

## 2 場所

中央合同庁舎 2 号館 総務省 8 階 第 1 特別会議室

## 3 出席者(敬称略)

## (1) 構成員

藤原 修(主査)、安藤 真(主査代理)、雨宮 不二雄、井上 正弘、上野 照剛、熊田 亜紀子、篠塚 隆、清水 久恵、多氣 昌生、田中 謙治、塚原 仁、徳田 正満、長谷山 美紀、林 亮司、堀 和行、渡邊 聡一

## (2) 関係者

栗岡 辰弥、佐竹 省造、平伴 喜光、前川 恭範、松本 泰、山下 洋治

## (3) 事務局

丹代 武(電波環境課長)、丸尾 秀男(電波利用環境専門官)、  
臼井 伸幸(電波監視官)

## 4 議事

(1) 前回の議事要旨について修正意見があれば 10 月 10 日(水)までに事務局あてに連絡することとして承認された。

(2) CISPR バンコク会議対処方針(案)について、各 CISPR 作業班の主任及び関係者より資料 9-2 に基づき説明があり、質疑の後承認された。

主な質疑応答は以下のとおり。

○多氣構成員：CISPR/1231/DC 文書に関する対処について、SC/H の対処方針では我が国は基本的に合意とあるが、総会対処方針では反対とされていた。このあたりはどうなっているのか。SC/H の対処方針の資料で言葉が足りないのではないかと思うが。

藤原 主査：原則を策定することに反対というのではなく、CISPR/1231/DC 文書で示された 6 つの原則案について細かい点で不明点も多いことから反対であるというもの。

徳田構成員：H 作業班の立場としては、CISPR/1207/DC 文書の際にコメントを出しており、そのコメントが反映されているため、基本的合意

であるという意味である。

安藤主査代理：総会対処方針では基本原則を策定しそれに基づき規格の見直しを行うことに反対とあるが、実際の文書の回答を見ると原則の策定について我が国は反対しておらず、基本原則の内容について賛成できないことから反対としていたようであった。そうするとこの資料9-2の総会対処方針については書きすぎのような気もするが。

藤原 主査：CISPRは無線通信の保護を目的としているわけで、この原則については正論である。しかし、示されている6つの原則のうち適用が難しい、表現があいまい等の原則があり、その点については反対ということである。

雨宮構成員：CISPRの運営委員会でも様々な意見が出ており、今後も継続検討していこうという曖昧な状況でもある。なかなか結論の出にくい問題である。規格の見直しについてはこの段階でやるのがかなり難しいというところである。

○渡辺構成員：SC/Dの対処方針についてTC106とのリエゾンの可能性を打診するとあるが、経緯とかどのようなになっているのか。

塚原構成員：自動車業界では人体防護についても関心が高まっており、国際的に使える測定法等を用意して対応していきたいと考えている中、CISPR運営委員会にSC/D議長が議題として人体防護を上げた際に、それはTC106の所掌であるということ、今後の関係性を検討していこうという段階である。

○多氣構成員：次回の開催について、2013年のCISPRはIECのオタワ会議と一緒にやるのだろうと思うが、2014年のIEC会議が日本で行われるということを聞いているが、CISPRも同様か。

雨宮構成員：2013年はTC77がオタワで行われると言うことだが、2014年のIEC会議にCISPRを同時開催するかはまだ議論となっていない。

○上野構成員：SC/Bの対処方針にマイクロ波治療装置について規格を適用しない旨の対処となっているが、現在日本国内のマイクロ波治療装置がどれくらい使われており、どういうことで我が国が反対しているのか。

井上構成員：マイクロ波治療装置は医療機器ということで一般家庭では使われないことからClass Aであり、CISPR11には1GHz超の許容値がClass Bしか規定されていないため、今まであまり問題視されてこなかった。しかし、CISPR11の改訂案の中でClass Bと同じ許容値を定めるという案となっており、Class Aについて許容値をどうするか議論となっているところ。マイクロ波治療装置の国内メーカーでは、当該装置は家庭用電子レンジのようなものとは

使用目的が違うので、Class B の電子レンジ等と同じように許容値を適用することは難しく、実際の測定値等をもってバンコク会議に臨むこととなっている。

藤原 主査：本件は人体防護については適用外か。

多氣構成員：医療機器については、患者は人体防護指針の適用外。医療従事者には適用される。

○雨宮構成員：非接触給電設備について SC/B で検討開始しているか。

井上構成員：CISPR11 の改正案として検討されている。意図的な高周波利用については全て対象とする方針の下、電磁誘導加熱式調理器（IH 調理器）を CISPR14-1 に移した代わりに、非接触給電（Induction Charger）を適用例に入れる方向性が示されている。本件について、IH 調理器と同じ考え方でいいのかという議論があり、我が国としては IH 調理器とは違う設備として別途検討すべきという意見をもって対処していく。

○安藤主査代理：マイクロ波電力電送についても話題になっているが、自動車の充電システムについても急速充電について話題になっている。SC/D の対処方針の中に TC69 関連として電気自動車の充電システムについて書かれているが、ここで扱う充電システムは全ての充電システムを対象としているのか。

塚原構成員：コネクタについては別途標準化の審議がなされている。TC69 の中では AC、DC、非接触充電器について安全性、EMC について検討されている。

安藤主査代理：充電時間を短くしようとすれば強い電流や強い電磁界となってしまうことになるわけか。

塚原構成員：我が国では DC 急速充電器だと最高 50kVA で検討しており、電流値としては最高 100A 前後流れることになる。非接触については今後どのようになるかわからないが、3kVA 前後になるだろう。周波数についても 100kHz 前後を検討しており、マイクロ波を使うことはないだろう。離隔距離も 10cm 未満である。

藤原 主査：900MHz 帯の非接触給電としてトラックの充電として案が出ているが、これについては問題が多いのではと思われる。

○徳田構成員：SC/I の対処の中で 30MHz 以下の放射妨害について許容値及び測定法の PAS を発行とあるが、これは磁界ではなく電界で測定する方法なのか。

雨宮構成員：磁界による測定である。我が国からは磁界ではなく電界で測定することを提案しており、データも様々提出している。しかし、関係者からのサポートが得られていない状況で、昨年のソウル会議の SC/I の会議で PAS を発行する方針が示されてしまったもの。

このPASについては測定する物理量、許容値等々が暫定値である状況である。

- (3) CISPR バンコク会議参加者（案）について、藤原主査より資料9-3に基づき説明があり、井上構成員よりB作業班から電力中央研究所の宮島氏を追加する旨の説明の後、特段の議論はなく承認された。
- (4) 電波利用環境委員会報告「CISPR バンコク会議 総会対処方針」（案）及びその概要について、各CISPR作業班主任より資料9-4、9-5に基づき、主に前回ソウル会議から1年間の審議動向について説明があり、特段の質疑なく承認された。
- (5) 電波利用環境委員会報告及び概要（資料9-4、9-5）について、事務局より10月19日の情報通信審議会 情報通信技術分科会に諮り、審議頂く旨の説明があった。また、前回（第8回）委員会で審議した委員会報告「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る許容値及び測定法」についても同様に19日の同技術分科会に諮り、審議頂く旨の説明があった。
- (6) その他として、事務局より、次回会合のスケジュールについてはCISPRバンコク会議の結果報告について平成25年1月中を想定しているが、別途連絡をする旨の説明があった。

**【配付資料】**

- 資料9-1 電波利用環境委員会（第8回）議事要旨（案）
- 資料9-2 CISPR バンコク会議 総会及び各小委員会对処方針（案）
- 資料9-3 CISPR バンコク会議 参加者リスト（案）
- 資料9-4 電波利用環境委員会報告（案）
- 資料9-5 電波利用環境委員会報告 概要（案）